

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
中型セミトレーラ	GE-D230031AB	
	防衛大臣承認	昭和55年10月 6日
	作 成	昭和32年 5月15日
	変 更	令和 4年11月18日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用するGE-D230038に規定する中型セミトレーラけん引車（以下，“けん引車”という。）によってけん引し、重器材、重量物などの運搬に使用する中型セミトレーラ（以下，“トレーラ”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、JIS D 0101, JIS D 0102, JATMA YEAR BOOK及びGLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1—種類

番号	種類		形状	荷台の幅 mm	物品番号
1	1型	Aタイプ	低床式	3 170以上～ 3 200以下	2 330-282 -9740-5
		Bタイプ		2 970以上～ 3 000未満	2 330-283 -0875-5
3	2型	Aタイプ	中低床式	3 170以上～ 3 200以下	2 330-282 -7518-5
		Bタイプ		2 970以上～ 3 000未満	2 330-282 -7519-5

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の種類による。

例 中型セミトレーラ 1型 Aタイプ

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- JIS B 8816 巻上用チェーンスリング
- JIS B 8819 チェーンレバーホイスト
- JIS C 7506-1 自動車用電球類—第1部：寸法、電氣的・光学的初特性
- JIS D 0101 自動車の種類に関する用語

J I S D 0 1 0 2	自動車用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能
J I S D 4 2 0 2	自動車用タイヤ呼び方及び諸元
J I S D 4 2 1 8	自動車部品－ホイールリムの輪郭
J I S D 4 2 4 1	路上走行用自動車－タイヤチェーン
J I S D 6 6 0 2	セミトレーラ用第五輪カップリングピンの形状及び寸法
J I S D 6 6 0 4	トラックトラクタ及びトレーラのブレーキカップリング及び電線カップリングの取付方式
J I S D 6 6 0 5	自動車部品－トラックトラクタ及びトレーラのアブレーキ用ホースカップリング
J I S D 6 6 0 6	トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング
J A S O D 6 1 3 - 9 0	連結車のブレーキアンチロック装置用電気コネクタ
J A T M A Y E A R B O O K	日本自動車タイヤ協会規格
N D S Z 8 0 1 1	角型銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色
b) 仕様書	
D S P K 5 2 1 8	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
G E - D 2 3 0 0 3 8	中型セミトレーラけん引車
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
c) 法令等	
	自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
	自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95-3号）
	装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）〔陸幕装計第62号（30.2.26）〕

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

このトレーラは，“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下，“訓令”という。）に適合する製品とする。

2.2 材料・部品

材料及び部品は，通常，日本産業規格品又は同等以上のものとし，製造者が規定する社内規格に合格した製品とする。

2.3 構造

2.3.1 車体

車体は，次による。細部は，承認図面による。

- a) 車体の周囲には，固縛チェーン又はレバーチェーンブロック用のラッシングリング14個を備え，グースネック部及び後部を除き，各固定具の使用時を含み，荷台の外に出ない構造とするほか，1型は荷台前部に，2型はグースネック部に予備タイヤ取付装置を設け，後部バンパ部にUフック1個をもつ構造とする。
- b) 両側レール前端に巻込み防止装置を訓令に適合するように備え，1型は無段階可変式，2型は取外し式とする。
- c) グースネック部の前端部及びその後部に工具箱を設け，極力雨水などの入らない構造とし，水抜

き穴を設け、収納品は、打ち抜き鋼材などによって底板と隔離収納し、各蓋には止め金具3個を設け、鍵1個を付ける。

- d) フレーム枠組みに使用する形鋼などは、その交差部分、補強プレート、ブレーキ及びブラケット以外の部分において、溶接又はリベット打ちなどの加工は、実施しない。ただし、これによりがたい場合は、承認図面による。
- e) 2型の後軸フレーム中央部分に切り欠きを設ける。

2.3.2 床板

床板の取付けは、フレームに穴空けせずボルトで取り付けることによって強度を維持し、床板の交換が容易にできるクランプ式とするほか、クランプ取付けが困難な箇所は、通しボルトとする。細部は、承認図面による。

2.3.3 車軸及びタイヤ

車軸及びタイヤは、次による。

- a) 車軸は、不整地を通過の際に生じるねじれを吸収し得る装置を介して取り付ける。
- b) 車輪は、2軸4輪（8タイヤ）とし、リムは、JIS D 4218による。
- c) タイヤは、JIS D 4202及びJATMA YEAR BOOKで規定する、12.00R20-18PR又は表2による。

表2-タイヤ

番号	種類	規格
1	1型	295/70R22.5 151/148J
2	2型	275/80R22.5 151/148J

2.3.4 制動装置

制動装置は、次による。

- a) 制動装置は、常用ブレーキ及び駐車ブレーキの2系統とし、ABSを備える。また、エアブレーキカップリング（JIS D 6605に規定する重ね式）の取付方式は、JIS D 6604によるほか、トレーラ用ABSの電源及び失陥警報回線のけん引車との接続は、トレーラ前部に設けられているJASO D 613-90の電気コネクタ用ソケットによる。
- b) 常用ブレーキ用圧縮空気は、連結したけん引車からブレーキホースによって、トレーラのエアブレーキカップリングを介して取り入れ、右側にサービスライン及び左側にエマージェンシーラインを形成する。この装置は、ブレーキホースカップリング、リレーエマージェンシーバルブ、ブレーキチャンバ、空気槽、各配管などから成る空気式4輪制動形とし、空気槽には排水弁を設ける。
 なお、配管には銅管を使用し、リレーエマージェンシーバルブは、フレームに溶接されたブラケットにボルト締めを行うか、又はエアタンクの配管ポートにねじ込む。
- c) 駐車ブレーキ装置は、スプリングローデッド式とし、荷台後部左側に取り付けたコントロールバルブのノブを押す又は引くことによって、スプリングローデッド式エアチャンバ内の空気が排出され、同時にチャンバ内に組み込まれたつる巻ばねの力によって、制動作用が後車軸2軸に発生する構造とする。
- d) 非常ブレーキは、走行中、けん引車と分離したとき、又は常用ブレーキが一部故障したときに停止できる構造とする。

2.3.5 補助脚

補助脚は、固定垂直上下高低速2段切替え、防じん防水形とし、左右各一組をグースネック部後方

両側に取付け、トレーラをけん引車に連結する場合にけん引車との高低差を調整可能な構造とし、ハンドル又はラチェットレバーによって左右別々に操作可能とする。

2.3.6 電気装置

電気装置は、次による。細部は、承認図面による。

- a) 電源は、けん引車の24 V蓄電池とし、電気は、トレーラの前部に設けられているソケット（JIS D 6606のI形）にジャンパケーブルを接続して取り入れる構造とする。
- b) 灯火類は、表3によるほか、電球については、日本産業規格品又は同等以上の製品を使用する。

表3－灯火類

番号	品名		数量	規定
1	番号灯（保護棒付き）		2	24 V 12 W
2	後退灯		2	24 V 21 W
3	制動灯（尾灯兼用）		2	24 V 21 W / 5 W
4	方向指示器（兼非常点滅灯）		2	24 V 21 W
5	側面方向指示器 ^{a)}		2	24 V 20 W
6			4	12 V又は24 V 10 W
7	路肩灯		1	24 V 25 W
8	案内灯		2	24 V 25 W
9	車幅灯	青	2	24 V 6 W
10		だいたい（橙）色	6	
11		白	2	
12	管制用制動灯（尾灯兼用）		2	24 V 6 W
13	管制用側方灯		6	24 V 6 W
14	反射器（だいたい（橙）色）		10	丸形
15	反射器（白）		2	丸形
16	反射器（赤）		2	正立正三角形
17	管制灯切替スイッチ		1	—
18	路肩灯スイッチ		1	
19	案内灯スイッチ		1	
20	赤色表示灯用ソケット		4	
21	後面大型反射器		一式	
注^{a)} 番号5又は番号6のいずれか一方とする。				

2.3.7 ローディングランプ

ローディングランプは、アルミニウム製とし、表面には、滑り止め加工（金属製の凹凸の滑り止め）を施し、手動式又は可搬式とし、調達要領指定書によって指定する。細部は、次によるほか、承認図面による。

- a) 手動式は、次による。
 - 1) 折畳み式とするほか、積載物の履帯に合わせて調節可能な構造とする。
 - 2) 車体と一体式とするが、必要に応じて取外しが可能な構造とするほか、スプリングバランスを取り付ける。
 - 3) 走行姿勢時、緊締のため、ロードバインダを取り付ける。

b) 可搬式は、隊員による車体への取付け、取外し及び運搬が容易な構造とする。

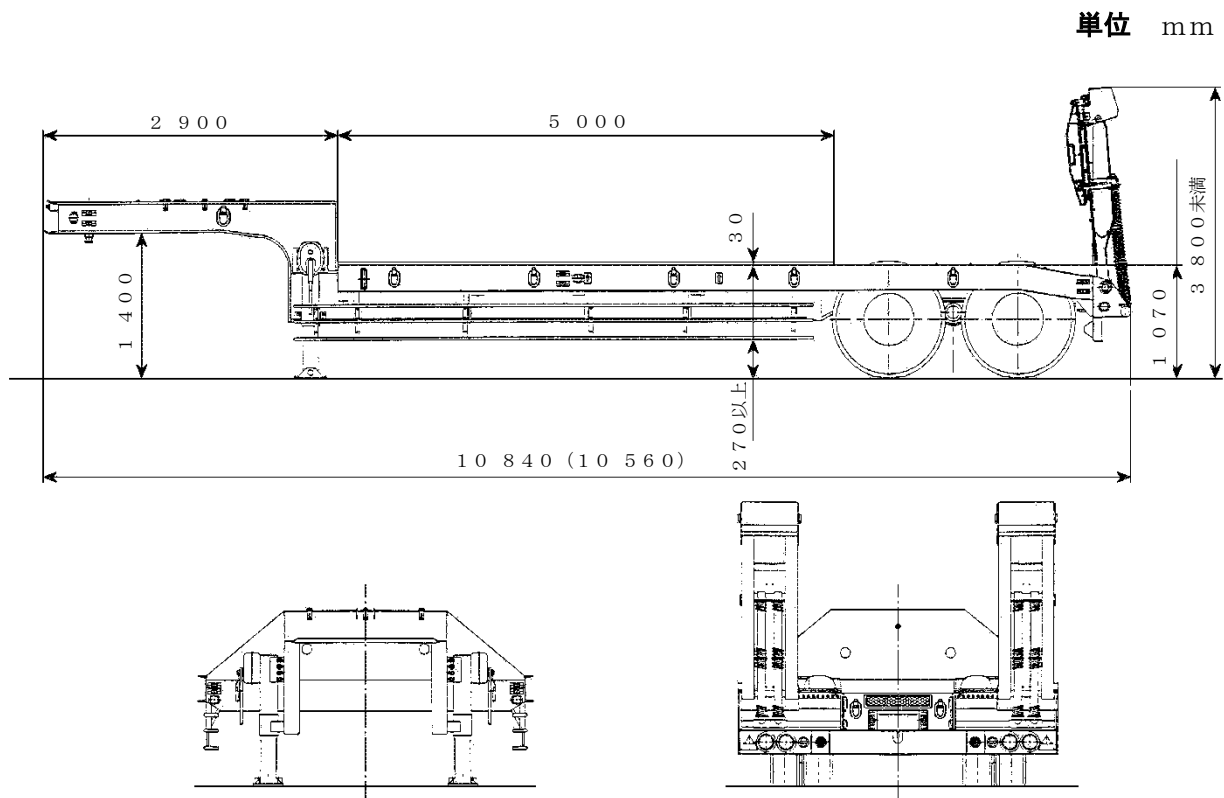
2.4 形状・寸法

形状及び寸法は、**図1**及び**図2**によるほか、訓令に適合させる。細部は、承認図面による。

a) 最低地上高は、270 mm以上とする。

b) 車軸のタンデムを最大に傾斜させたとき、前後の車軸の高低差は100 mm以上とする。

c) カップリングピンは、JIS D 6602による。

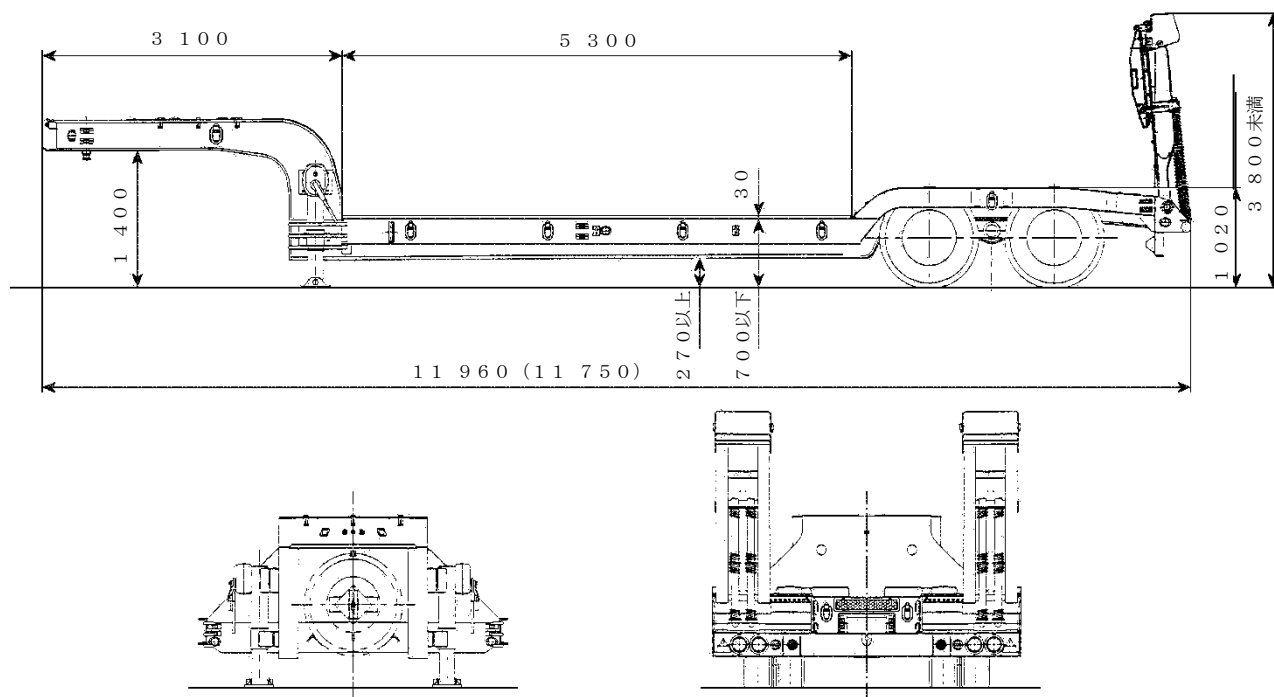


注記 この図は、構造の一例を示すもので、特定のモデルを示すものではない。

なお、括弧内の寸法値は、可搬式ローディングランプを取り外した際の寸法とする。

図1—中型セミトレーラ 1型

単位 mm



注記 この図は、構造の一例を示すもので、特定のモデルを示すものではない。
 なお、括弧内の寸法値は、可搬式ローディングランプを取り外した際の寸法とする。

図2-中型セミトレーラ 2型

2.5 質量

質量は、表4による。

表4-質量

単位 kg

番号	項目		規定	
			1型	2型
1	トレーラ質量 ^{a)}		9 730以下	11 060以下
2	最大積載量		30 000以上	29 300以上
3	車両総質量		39 730以下	40 360以下
4	質量配分	カップリングピン kN	157未満	
5	(荷重時)	後車軸	28 230以下	25 800以下

注^{a)} レバーチェーンブロック、ステーキバーなどを除く。

2.6 外観・塗装

2.6.1 外観

外観は、次による。

- a) 外観上割れ、まくれその他の欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

2.6.2 塗装

塗装は、次による。細部は、承認図面等による。

- a) 塗装は、十分な防せい処理をし、下塗り塗装を行った後に2回以上の上塗り塗装を行う。

- b) 塗料は，DSP K 5218又はこれと同等以上の塗料とする。
- c) 車体の塗色は，NDS Z 8201の色番号2314（OD色 7.5Y 3/1）とする。
- d) 車台（懸架装置から下部及びホイール）は，黒とし，契約の相手方の仕様によって塗装する。
- e) 木部は，防腐剤を全面に2回以上塗る。
- f) 給油脂部は，赤表示する。
- g) 白塗装を施す場合は，調達要領指定書によって指定する。
 なお，塗装要領は，“装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）”による。

2.7 製品の表示

製品の表示は，GLT-CG-Z000001の2.3によるほか，次による。細部は，承認図面による。

- a) トレーラ本体に，NDS Z 8011の1種銘板及び2種銘板を表示し，必要箇所に3種銘板を表示する。
- b) 予備電球収納箱には，蓋の内面にNDS Z 8011の4種銘板を表示する。
- c) 空車及び積載時（荷台全長にわたり，最大積載量の等分布荷重を積載した状態）の前後方向の重心位置をフレームに消失しない方法で表示する。
- d) トレーラの後面に訓令に示す自動車番号標を表示する。
- e) 標識は，“自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達”による。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品

附属品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表5による。細部は，承認図面による。

表5－附属品

番号	品名	数量	規定
1	ローディングランプ (可搬式)	一式 a)	2.3.7による。
2	車軸等用工具 ^{b)}	1	製造者が規定した仕様による，車軸等に関わる部品（ホイールナット，アクスルナットなど）に対応する工具一式とする。
3	ステーキバー	8	—

表5－附属品（続き）

番号	品名	数量	規定	
4	工具袋	1	帆布製（OD色）とし，車軸等分解整備工具を収納できる製品とする。	
5	レバーチェーンブロック	3	J I S B 8 8 1 9，L 1. 6 T，1. 6 t，1. 5 m	
6	固縛チェーン	4	J I S B 8 8 1 6，一本つり，フック（アイフック），グラブフック，結合金具，8（T）級又は10（V）級，1. 6 t，5. 5 m	
7	スタッドレスタイヤ	c)	製造者の規定する仕様による。	
8	スタッドレスタイヤ用ホイール	c)	製造者の規定する仕様による。	
9	タイヤチェーン	4	J I S D 4 2 4 1のシングル形とし，2. 3. 3 c)のタイヤに適合した製品で，バンド付きとする。	
10	赤色表示 セット	赤色表示灯	4	2 4 V 1 2 W 1 0 mコード付き
		赤色ビニル布	一組	3 0 c m×3 0 c m（2枚）
11	附属品箱	1	赤色表示セットを収納（2型は，工具箱と共通）	
12	レバー	1 ^{d)}	ローディングランプ（手動式）用	
13	ロードバイнда	2 ^{d)}		
14	給油表・配線図表	1	透明ビニルケース又は合成樹脂ケース入り	
15	附属品明細書	1	－	
16	シリンダ錠	4 ^{e)}	1型用	工具箱各1個×3か所，附属品箱用×1個
			2型用	工具箱各1個×3か所，予備タイヤ取付装置×1個
<p>注^{a)} ローディングランプが手動式の場合の数量は，0とする。</p> <p>注^{b)} 形状及び用途について確認できる図面などによって，契約担当官等の承認を受ける。</p> <p>注^{c)} 数量は，調達要領指定書によって指定する。</p> <p>注^{d)} ローディングランプが可搬式の場合の数量は，0とする。</p> <p>注^{e)} 種類によって，どちらか一方とする。</p>				

5.2 予備品

予備品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表6による。細部は，承認図面による。

表6－予備品

番号	品名	数量	規定	注記
1	電球	2	2 4 V 2 1 W / 5 W	J I S C 7 5 1 6 - 1
2		4	2 4 V 2 1 W	
3		2 ^{a)}	2 4 V 2 0 W	
4		4 ^{a)}	1 2 V又は 2 4 V 1 0 W	
5		2	2 4 V 1 2 W	
6		2	2 4 V 6 W	

表6－予備品（続き）

番号	品名	数量	規定	注記
7	予備タイヤ	1	ホイール付き	－
8	予備電球収納箱	1	鋼板製	－
注^{a)} 表3の側面方向指示器に準じた一方の数量とする。				

5.3 承認用図面等

契約の相手方は、契約後速やかにGLT-CG-Z000001の**箇条6**に基づき、2.3.1, 2.3.2, 2.3.6, 2.3.7, 2.4, 2.7, 5.1, 5.2, 外観図, 主要諸元, 構造計算書及び装置別明細図についての承認用図面及び塗装色見本各3部（ほかに、承認願書だけ1部）を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

5.4 申請書類

契約の相手方は、訓令に基づく適用除外の申請のため、必要な書類を契約後速やかに契約担当官等に提出する。

5.5 納入書類

5.5.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トレーラ1台ごとに**表7**の書類を添付する。

表7－添付書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

5.5.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に**表8**の書類を提出する。

表8－提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
4	完成品写真 ^{b)}	一式	四方写し（前後左右）
5	試験成績書	1	－
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
注^{b)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。			

5.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。